

留学生特別選抜

出願書類〈リベラルアーツ学群／ビジネスマネジメント学群／健康福祉学群／芸術文化学群〉

※各種証明書については、その発行機関（学校など）に対して照会する場合があります。

出願期間内に以下の書類をそろえて郵送してください。なお、原則として、提出された書類は返却いたしません。

⚠️ 出願書類に不備がある場合は出願を受け付けません。

出願書類		【記入上の注意】
○...全員提出する書類 △...該当者のみ提出する書類		出願書類はすべて日本語で記入してください。 黒のボールペンで記入してください。 鉛筆や消せるボールペン（フリクション）は使用しないでください。
1	顔写真データ （インターネット出願時にアップロード）	○ ・インターネット出願時に「顔写真データ」をアップロードしてください（正面、上半身、脱帽、背景無地）。※アップロードのみのため、提出書類に写真は必要ありません。 ・アップロードできるファイル形式は、JPEG（拡張子「.jpg」「.jpeg」）とPNG（拡張子「.png」）です。 ・写真は入学後の学生証写真として利用します。学校の制服やスナップ写真、画質の悪いもの等は避けてください。
2	入学志願者調書（留学生） [様式1]	○
3	活動報告書 [様式2]	△ ・芸術文化学群を受験する方のみ提出してください。
4	小論文 [様式3]（原本1部）	△ ・芸術文化学群を受験する方のみ提出してください。
5	志望理由書 [様式4]	○
6-1	高等学校等卒業・修了証明書 または卒業・修了（見込み） 証明書 原本	○ ・出願資格に関わる出身高等学校等発行による証明書で、卒業証明書ではありません。 ・日本の高等学校を卒業（見込み）する者は、日本の高等学校が発行する「調査書」を提出してください。 ⚠️ コピー不可、必ず原本を提出してください。原本返却を希望する場合は、返信用封筒（切手貼付・住所記載）を同封してください。
6-2	上記6-1の日本語訳	△ ・上記6-1の証明書が、日本語または英語以外の言語の場合は、日本語訳（様式は任意とし、志願者自身による翻訳で可）を添付してください。
7-1	高等学校等成績証明書 原本	○ ⚠️ コピー不可、必ず原本を提出してください。原本返却を希望する場合は、返信用封筒（切手貼付・住所記載）を同封してください。
7-2	上記7-1の日本語訳	△ ・上記7-1の証明書が、日本語または英語以外の言語の場合は、日本語訳（様式は任意とし、志願者自身による翻訳で可）を添付してください。
8	日本語学校等の確認証明書 [様式6] 厳封	△ ・在留資格が「留学」の方は必ず提出してください。 ・日本国内の日本語学校に所属している者は以下を必ず提出してください。 日本語学校の確認証明書 [様式6]（厳封）／日本語学校の成績証明書（厳封）
9	日本語学校等の「成績証明書」 厳封	△ ・日本の大学もしくは専門学校に所属している者は確認証明書は不要となりますが、以下を必ず提出してください。 日本の大学もしくは専門学校の成績証明書／日本の大学・専門学校の在籍証明書
10	資格等の証明書のコピー	○ ・“出願条件として定めている語学資格の証明書”のコピーを提出してください。
11	合格証明書・認定書・語学力評価のスコアのコピー （試験を受けた者のみ）	△ ・日本留学試験、日本語能力試験、SAT、ACT、TOEFL® Test、GCE、ABITUR、BACCALAUREATE等、過去にいずれかの試験を受けていれば、提出してください。
12	住民票の写し	○ ・市・区役所等が発行する「住民票の写し」を提出してください（在留資格が記載されているもの）。 ・日本に住所を持たない者は提出の必要はありません。 ⚠️ 在留カードではありません。 コピー不可、必ず原本を提出してください。
13	留学にかかる経費負担計画書 [様式5]	○ ・該当する経費支弁方法を選択し、必要事項を記入のうえ提出してください。
14	在留資格認定証明書 大学代理申請願 [様式8]	△ ・外国籍で、日本の在留資格を持っていない方は提出してください。
15	*中国学歴認証申請手続き （中国大陸の高等学校またはそれに準ずる教育機関を卒業した者のみ対象）	△ ・出願前に、中国教育部「中国高等教育学生信息网（学信網）」（ http://www.chsi.com.cn ）にて、普通高校出身者は「会考成績証明書」または「高考成绩証明書」または「高中卒業証明書」の中国語・英語いずれかの認証報告を申請しておき、印刷した認証報告書を出願書類に含めて郵送してください。認証報告の発行ができない高校出身者は出願できません。 *中国大陸の高等学校またはそれに準ずる教育機関を卒業した者以外は、手続きを行う必要はありません。また、左記の教育機関を卒業した場合であっても、P.4（2.出願資格）の10.または11.に該当する者は手続きを行う必要はありません。 *申請から認証報告書の発行には日数を要します。必ず時間に余裕を持って申請してください。